

# 手話で伝えよう！手話でつながろう！

福島市手話言語条例が4月1日に施行されました



▲条例成立後、手話で「アイラブユー」を表現する皆さん

手話言語条例では、市民の皆さんに手話を理解してもらい、広めるための基本的な考えを定め、市が行わなければならないこと、市民の皆さんや事業者の役割を明らかにしています。

手話は言語であることを全ての人が理解して、誰もが人格と個性を尊重し、すこやかに安心して暮らせる共生社会を実現するため、皆さんのご協力をお願いします。

■問／障がい福祉課 ☎525-3746

## Q1. 手話とは？



手話通訳者  
堀 弘 博 さん

手話は、手指や体の動き、表情などを使って、概念や意思を視覚的に表現する「言語」です。

また、聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活、または社会生活を営む人を「ろう者」と言います。

## Q2. 手話通訳者はどんな仕事をしているの？



手話通訳者  
小 山 久 美 さん

手話通訳者は、手話を必要とする市民の方の通訳をすることで相談、手続きなどを支援しています。そのほかにも、手話講座を企画し講師も務めています。

## Q3. 手話を学べる講座などはあるの？



市民の皆さんの集まりや学校・会社・お店などを訪問して、簡単な手話講座を行っています。詳しくは下記をご覧ください。

## 手話奉仕員養成講座

手話での日常会話に必要な技術や知識を習得し、聴覚障がい者に対する理解を深めます。

■と き／5月9日～12月12日(計38回)

毎週木曜日：午後7～9時

月1回土曜日：午前9時～

■と ころ／腰の浜会館(腰浜町32-1)

市民会館(霞町1-52)

■対 象 者／市内在住で高校生を除く18歳以上で手話を初めて学習する方

■定 員／20人(申込者多数の場合は抽選)

■料 金／3,240円(テキスト代)

■申し込み／4月1～22日に電話で(上記番号に同じ)

■対象者／市内の団体などが開催する集会、会合などで参加者が5人以上のもの

■内 容／手話や聴覚障がい者に関する内容で、受講団体のご希望を伺います。

■日 時／原則として午前9時～午後9時までの間(1回の講習時間は概ね1時間30分)

■申し込み／講座開始希望日の2週間前まで

■費 用／受講料無料

【障害者手帳の変更手続きを忘れずに！問障がい福祉課☎525-3796】さまざまな手続きの際に障害者手帳(身体・精神)を提示しなくても、マイナンバーがあれば市役所などが関係機関から情報を得られます(情報連携)。障害者手帳(身体・精神)・療育手帳の住所や氏名の変更の手続きは忘れずに行ってください。対障害者手帳(身体・精神)・療育手帳所持者 持障害者手帳(身体・精神)・療育手帳、はんこ 障がい福祉課 各支所・出張所